

～ 日独法律学シンポジウム ～

日独交流 150 周年の記念行事の一環として、2011 年 11 月 3～4 日に、日独法律学シンポジウム「法の継受と法整備支援」が開催されました。主催は、独日法律家協会、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団、ドイツ学術交流会、ベルリン日独交流センター、慶應義塾大学です。

本稿は、そのシンポジウムで法務事務次官が講演した内容であり、法務省の取組を概観する内容であるので、ここに掲載します。

法務省における途上国への法整備支援の現状と課題

法務事務次官

西川 克行

(スライド1：表紙)

(導入)

ただ今、御紹介にあずかりました法務事務次官の西川です。

本日は、このような機会を与えていただきまして大変光栄に存じます。

私からは、「法務省における途上国への法整備支援の現状と課題」と題して、お話いたします。

構成としては、大きく4つに分けてお話します。

1点目は、日本、といいますか法務省が、どういう姿勢で法整備支援に臨んでいるかという点です。いわば基本方針です。

2点目は、どういう手法で法整備支援をしているかという点です。ここではJICA（独立行政法人国際協力機構）との関係も含めて説明いたします。

3点目は、どの国に、どのような支援をしてきたかについて、具体例を挙げて御紹介いたします。

そして最後の4点目として、「今後の課題」に触れたいと思います。

(スライド2：日本の経験)

さて、皆様も御存じのとおり、日本はかつて西欧法を継受するという形で、法の移植を経験しております。今の法整備支援と異なるのは、その費用は日本自らが負担したという点でしょうが、その際には、ドイツを始めとする西欧諸国の方々から支援を受けていたことには違いありません。当時の日本には、中国由来とはいえ、その後独自に展開した我が国固有の法制度が存在しておりました。

しかし、1868年の明治維新以降、近代化を図る必要があり、そして何よりも、徳川幕府と西欧諸国との間に結ばれていた不平等条約を改正するため、西欧の法制度を導入することにしたわけです。

当初は、フランスから学んでいたものの、プロイセン憲法の影響を受けた明治憲法の制定に伴って、ドイツ法を模範とするようになりました。そして、憲法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・商法の「六法」が出そろい、1911年に不平等条約が解消されたのです。

このように、日本は、主要な法律の全てにおいてドイツ型の法典を持つようになりましたが、ドイツの影響は法典だけにとどまりません。多数の者がドイツに留学し、ドイツ法学を日本に広めたことによ

り、ドイツ法学は、日本の法解釈・運用に大きな影響を持つようになりました。確かに、第二次世界大戦後、日本の法制度・法律学は、アメリカの影響を大きく受けるようになりましたが、今なお、ドイツ法の影響は生き続けています。この意味で、日本の法律家は、ドイツの法律家の皆様に感謝しているわけです。

1 どういう姿勢で臨んでいるか



そのような日本が、今は途上国に法整備支援をするようになったわけですが、ここで一番目の項目の「基本方針」といいますか、「どういう姿勢で法整備支援をしているか」について、お話しします。

(1) なぜ支援するのか

まず、「なぜ日本が他国の法整備の支援をするのですか」と聞かれることが、よくあります。その理由や目的については、様々な意見があるでしょうが、一つには、我々は、先ほどお話ししたようにフランス、ドイツ、アメリカなどの国々の知識や知恵を吸収して日本独自の法制度を作り上げることができたという経験があるからです。途上国は、明治維新後の日本と同じように、新たな法制度を導入する必要性に迫られているわけですし、そういう途上国を支援するのは経験者として当然ともいえるわけです。そのような支援をすることにより、日本が国際社会から受けた恩をお返しすることになるともいえると思うわけです。

そして、このような法継受の経験は、法整備支援

を行うに当たっての日本の強みにもなっています。日本は、従来の独自の法文化の上に、フランスあるいはドイツという大陸法系の法制度を継受しました。さらに、アメリカから英米法系の法律も導入する過程で、日本の法律家によるたゆまぬ研究が行われました。その結果、今では、多数の法学者が多数の国々の法制度を研究し、しかも自国語（日本語）でおびただしい量の法律図書を発行してきたという蓄積があります。主要な西洋諸国の法律文献は、さほど時を経ずして日本語で読めるまでになっていますが、実は、こういう国は珍しいのです。この独自の経験や比較法的知識の豊かさや強みを途上国の支援に活かさない手はありません。現実には、日本の支援は、支援対象国のニーズや問題点を的確に把握・検討し、適切な支援を行うことができていると考えています。

(スライド3：日本の支援の特徴)

(2) 支援対象国の自主性尊重

私たちが法整備支援を行うときに、最も注意していることは、「押し付けでない」支援をするということです。法制度の整備は、国家の主権に関わることでありますから、その国自身が主体的に行うべきものであることは言うまでもありません。法整備支援という活動は、あくまでも相手国の自助努力を側面から支援するものです。

そもそも、法制度は、一国の歴史、文化、社会を背景とする国民の法意識に合致しなければ、その効果を発揮できません。優れた法律であるから、あるいは使いやすい制度であるからといって、ある先進国の法律や制度をそのままの形で一方的に支援対象国に取り入れさせようとしたとしましょう。そういうことをしても、既存の法律や制度との食い違いが生じたり、あるいは、趣旨が理解されずに誤った形で導入されるなど、好ましくない現象が起きます。

また、法制度の整備においては、その成果である法律や制度が社会に根付くことが大切です。立派な

法律や制度が出来上がっても、それらが実際に運用されなければ何の意味もありません。支援対象国の自主性を軽視し、その国の事情をよく検討することもなく取り入れさせた法律や制度は、必ず運用面で壁にぶつかります。援助の効果という観点からも、支援対象国の主体性と積極的取組は不可欠なのです。ですから、法整備支援に際しては、支援対象国の関係者と十分な対話をしながら、その国が自国の実情に合った法律や制度を作り上げていく必要があります。

我々は、法案の起草を支援する場合にも、あるいは、制度設計を支援する場合にも、我々の方から原案を提示するようなことはできるだけ避け、相手方の作る案を土台に議論を重ねるやり方で支援をしています。もちろん、選択肢として日本の法律や制度、あるいはその他の国の法律や制度を紹介しますし、国際標準がどういふものかといった点について解説することもあります。法律や制度にどのような内容を盛り込むのかについては、相手方の考え方を尊重します。我々は、支援対象国が、主体性を持って我々とのこのような議論をすることにより、その国に合った法制度が出来上がるばかりでなく、関係者の能力向上を図ることができると考えています。

このような共同作業は、支援する側にとっても、支援を受ける側にとっても、相当な時間と根気を必要とするものです。しかし、その国にしっかりと根付く法制度を構築していくためには、このような支援手法が最も適していると考えています。

(スライド4：支援分野)

(3) 支援対象国と支援分野

次に支援対象国・支援分野について触れておきます。

法務省では、アジア諸国への支援を優先的に考えています。それは、地理的・歴史的に日本と関係が深く、話し合いを基盤とした類似の文化を持っているからです。また、日本は、資源や食料を海外に依存

し、貿易や投資など海外と経済活動を活発に行なっていますが、特に関係の深いアジア諸国の安定と発展は、日本にとっても重要であることから、アジア諸国を対象とするのはある意味で当然です。

支援は、民商事法の分野から始まりました。民商事法から始まった理由は、支援対象国の要望が民商事法であったということと、当初、日本側の人材が民法学者であったという事情によるものでしたが、結果として理にかなったものでした。というのも、憲法や刑法の支援となると、支援対象国の主権に深く関係するため支援対象国も警戒したでしょうが、民商事法となると、そのようなことはありませんでしたし、支援対象国も市場経済に適応する法律を必要としていたからです。

しかし、その後、押し付けではない支援方法、つまり支援対象国との対話を尊重したことにより、徐々に支援対象国の信頼を得られ、他の法分野での支援も求められるようになり、現在では、刑事法や一部の行政法なども取り扱うようになっています。また、当初は、法案起草に対する助言が支援の中心でしたが、法律を実際に役立たせるためには、その運用体制も整えなければならないことが明らかになってきたことから、支援対象は、法令を運用する組織の整備や人材育成にまで広がっています。

法務省では、1994年からアジア諸国に支援してきましたが、支援対象国が増加し、支援分野も拡大したことから、これに対処するため、2001年4月に法務省の研修・研究機関である法務総合研究所の中に「国際協力部」を新設しました。今年で10周年を迎えたわけですが、現在、国際協力部では、裁判官、検察官など出身の教官のほか国際協力専門官がおり、それぞれの担当国の法整備支援に従事しています。

(スライド5：ODA大綱)

(4) 政府の基本方針

どういう姿勢で法整備支援に臨んでいるかとい

う項目の締めくくりとして、政府の基本方針について御紹介しておきます。

法務省の取り組んでいる法整備支援の多くは、政府開発援助（ODA）のうちの技術協力という枠組みで実施されるものです。

ODAの目的、基本方針、重点課題などは1994年に作成され、2003年に改訂されたODA大綱（政府開発援助大綱）に掲げられています。援助の目的は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することとされ、その基本方針として、開発途上国の自助努力支援、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点、公平性の確保、我が国の経験と知見の活用、国際社会における協調と連携が挙げられています。また、重点課題は、貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取組、平和の構築であり、重点地域は、日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄に大きな影響を及ぼし得るアジアとされています。

（スライド6：法制度整備支援に関する基本方針）

また、我が国の海外経済協力については、その重要事項を審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るために、内閣総理大臣を議長とする「海外経済協力会議」という会議が設置されていました。2008年1月に開催された「第13回海外経済協力会議」において、法整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置付けることが了承されました。これを受けて、2009年4月の局長級会議において「法制度整備支援に関する基本方針」が決定されました。

この基本方針において、法制度整備支援は、グッド・ガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールとされています。そして、①基本法及び経済法の分野において積極的な支援を行うこと、②支援対象国のオーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った支援をしていること、③法の起

草・改正にとどまらず、法が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育までを視野に入れ、支援対象国自身による法の運用まで見込んだ支援を行なっているという特長があることを確認し、今後もこうした特長を活かした支援を行うこととされています。さらに、人材の活用と育成のための基盤整備を図ること、具体的な支援方針の策定・実施等においては、官民連携が不可欠であることから、今後オールジャパンによる支援体制を強化していくことなどが述べられています。この「法制度整備支援に関する基本方針」は、これまで法務省を始めとする関係機関が行ってきた支援の内容を肯定し、更に後押しするものであり、我々としても心強く感じております。

（スライド7：支援方法）

2 どういう手法で支援しているか

ODA大綱の話が出たところで、2番目の項目であります「どういう手法で法整備支援をしているか」の話に移りたいと思います。

日本の支援は、ただ今お話ししましたODA大綱、法制度整備支援に関する基本方針にのっとっているわけですが、ODAを担当しているのはJICA（独立行政法人国際協力機構）でして、法務省はその技術支援に協力するという形をとっています。

具体的な手法としては、大きく分けると5種類あります。

1番目は、現地への長期専門家の派遣です。長期専門家というのはJICA用語ですが、現地に1年以上滞在して支援活動する人を指します。

2番目は、その長期専門家をバックアップする「国内の支援組織」への参加です。個々の長期専門家では限界がありますので、日本国内でもサポートするわけです。

3番目は、支援対象国から研修員を日本に招いて研修を実施しますが、その研修の企画・実施です。

4番目は、支援対象国の現地で行われるセミナー

に派遣する講師の人選、セミナーの主題の選定・論点の整理などの調整です。JICA用語で短期専門家と呼ばれています。

そして5番目として、支援対象国の司法制度の実態に関する研究などを行なっています。

現在は、支援内容、支援対象国のニーズに応じて、これらの手法を組み合わせて対応しています。

支援対象国に常駐する長期専門家は、基本的には現役の検事・裁判官・弁護士出身の法曹です。長期専門家は、支援対象国のカウンターパートと密接に連携を取りながら、法律や制度に関わる問題点を把握・分析し、現地で行われるワークショップなどを通じて、その問題に関する日本や他国の法制度の紹介や解決策を提示していきます。そして、長期専門家が把握・分析した問題点は、日本国内に伝達されます。

国内では、先ほど申し上げた支援組織ができており、そのメンバーは裁判官・検察官・弁護士などの法律実務家や法学者です。この支援組織が、長期専門家だけでは対処できない高度な問題を議論して解決策を講じ、長期専門家を通じて、あるいはそのメンバーを短期専門家として現地に派遣して支援対象国に伝えるわけです。また、必要がある場合には、支援対象国の関係者を日本に招き、日本の法制度の講義、支援対象国の法制及びその運用に関する協議、裁判所などの関係機関の見学を実施しています。



法務省は、現在、検察官及び裁判官出身者を長期専門家としてベトナム、カンボジア、ラオスに派遣しています。長期専門家の人選・派遣方法としては世界各国それぞれのやり方がありますが、日本以外のドナーを見ておきますと、公募によりコンサルタント会社が受注し、そのコンサルタント会社が専門家を募集して支援対象国に派遣することが多いのではないかと思います。これに対して、我が国は、法務省が、現役の公務員である裁判官及び検察官を現地に派遣しています。このような体制は、支援対象国側に安心感を与え、長期専門家と支援対象国関係者との信頼関係構築に寄与しているのではないかと考えます。実際、支援対象国関係者から、法務省から派遣される裁判官・検察官出身の長期専門家は、その出自や経歴が明らかなことから信頼できるし、前任者から後任者への引継ぎが適切に行われているので、一貫した支援を継続的に受けることができる旨の御意見をいただいたこともあります。

実は、ラオスに派遣していた女性検事が1年間の任務を終えて帰国しまして、本年8月、その帰国報告会が開かれました。私もその場で直接報告を聞いたのですが、見知らぬ現地での活躍と苦勞が偲ばれるものであり、その志の高さと逞しさに感銘を受けました。そして、世の中の役に立ち、かつ、将来、自分の能力向上にもつながるという点で、貴重な経験をしていると感じ入った次第です。また、支援対象国カウンターパートの方々も、こうした長期専門家を高く評価し、複数の方から「私たちの仲間だと思っている。」という言葉まで頂いていると聞き及んでいます。長期専門家が、支援対象国と日本の架け橋として重要な役割を果たしていることを実感しております。

一方、日本側の国内支援組織に目を向けますと、日本を代表する著名な研究者や法律実務家が多数参加しております。ベトナムとカンボジアの国内支援委員会を例にとると、日本の学界をリードする民法研究者や民事訴訟法研究者に加えて、高等裁判所幹

部クラスの裁判官なども参加しており、極めて質の高い支援を提供できる体制が整っています。

このように、日本では、法律実務家と法学者が協力しながら、官民を挙げて、オールジャパンの体制で法整備支援を進めていると言えます。

(スライド8: 支援対象国)

3 どの国に、どんな支援をしてきたか

3番目に「どの国に、どんな支援をしてきたか」について、時間の許す範囲内で、具体的に各国別に御紹介します。

法務省が法整備支援への関与を始めたのは、1994年のことです。この年にベトナムの政府・司法関係者を日本に招いて研修を実施したのが最初でした。そして、1996年にベトナムに対する法整備支援をJICAがプロジェクトとして開始し、法務省がこれに協力することになったのです。その後、法務省は、JICA 枠組みの法整備支援プロジェクトに継続して協力するようになり、現在まで、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、カザフスタン・タジキスタン・ウズベキスタン及びキルギスの中央アジア4か国、中華人民共和国、モンゴル等に対する法整備支援に協力しています。

(スライド9: ベトナム)

(1) ベトナム

ベトナムに対して、長期専門家として法曹三者から20名が派遣されてきましたが、うち法務省から派遣する検察官・裁判官出身者は13名を占めています。また、短期専門家として法務・検察関係者から43名を派遣し、本邦研修を合計40回開催して合計410名を日本に招いております。

主要な法律起草支援としては、民事訴訟法、改正破産法、改正民法、民事執行法、国家賠償法、行政訴訟法の起草を助言という形で支援してそれぞれ成立させており、また、検察官マニュアル・民事判決

書マニュアル作成を支援するなどして実務の改善にも取り組んでいます。

さらに、本年3月で一区切りの付いたJICAプロジェクトでは、新しい試みがなされました。これは、パイロット地区を設定し、まず裁判実務上の課題を抽出・蓄積します。それを中央機関へフィードバックし、中央機関は、地方の実務上の課題を把握して問題を分析し、地方への助言・指導を改善していきます。これを基に、実務上の経験や教訓を反映する形で法令起草などを行うというものです。この手法が好ましい効果を上げたことから、引き続き本年4月から始まった後継プロジェクトにも、同様のコンセプトを取り入れております。

(スライド10: カンボジア)

(2) カンボジア

カンボジアに対する支援は、1996年に始まり、長期専門家として法曹三者から12名が派遣されてきました。そのうち検察官・裁判官出身者は4名です。また、法務・検察関係者から短期専門家43名を派遣したほか、本邦研修を合計29回開催して合計268名を日本に招きました。また、民事訴訟法、民法の起草を支援して成立させ、現在、民事法関連法令の起草を支援しています。

さらに、これらの法律を適切に運用して裁判実務を運営・処理できる質の高い民事裁判官を養成する必要があることから、裁判官・検察官の養成機関である王立裁判官・検察官養成校(RSJP)を支援するプロジェクトが実施されております。現在、裁判官・検察官出身の長期専門家を同校に派遣し、その長期専門家と連携を取りながら、カリキュラムの改善や教材の作成、教官の養成などの支援活動をしています。



(スライド11: ラオス)

(3) ラオス

ラオスに対しては、1999年から支援を開始し、これまでの長期専門家7名のうち、法務・検察からは5名を派遣しているほか、短期専門家として26名派遣しました。また、本邦研修を合計17回開催して合計219名を日本に招きました。これまで民法と企業法の教科書・民事第一審裁判の判決書マニュアル・検察官執務マニュアルの各作成という成果を上げています。

また、昨年7月から新規プロジェクトとして「法律人材育成強化プロジェクト」が開始され、検事1名と弁護士1名が長期専門家として派遣されています。このプロジェクトでは、人的組織的能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善を目的とし、教材作成及びその普及活動を行うこととしています。

(スライド12: 支援対象国)

(4) インドネシア

インドネシアに対しては、JICAの枠組みで2002年から協力を開始し、短期専門家を派遣したほか、本邦研修を実施して、日本とインドネシアの司法制度の比較研究を行い、まずはインドネシアが日本に支援を求めるニーズの把握に努めました。その上で、2007年から「和解・調停制度強化支援」に焦点を当て、インドネシア最高裁規則の改正、和解・調停Q&Aの作成を支援し、インドネシア最高裁判所がその普

及に努めているところです。このプロジェクトは、2009年に終了しましたが、インドネシア最高裁判所が日本の制度と支援に強い関心を示し、その後も、和解・調停普及の現地セミナーや、裁判官養成制度に関する支援を実施しております。

(5) ウズベキスタン

ウズベキスタンに対しては、2002年から協力を開始し、2004年から2007年までの間、JICAの倒産法注釈書プロジェクトに協力しました。このプロジェクトの終了後は、一国を対象とするよりも、中央アジア諸国の社会条件が似通っていることから、2008年度から年1回、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの4か国を対象国とした比較法制研究セミナーを実施しました。これは裁判官、立法担当者等を対象に、中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにし、それら比較研究結果の現地法曹関係者への普及を目的とするものです。

(6) 中華人民共和国

中国に対しては、2007年から2010年まで「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が実施されました。これは全人代の法制工作委员会民法室がカウンターパートであり、中国が法案を起草するに際して、関心のある事項につき、日本の法制度を参考に助言するというものです。中国の立法優先順序の変更もあって、2009年には権利侵害責任法についても、このプロジェクトで対応し、その支援の結果、同法が成立するなどの成果が見られました。現在は、新たに3年間の予定で「民事訴訟法及び民事関連法」支援プロジェクトが実施されており、法務省は引き続きこれに協力しています。

(7) 東ティモール

東ティモールに対しては、JICAが平和構築の一環として2009年から支援を始めました。東ティモール

は 2002 年に独立したばかりの国で法制度の基盤が
ぜい弱であり、主要法案起草に当たる司法省の人材
育成が急務です。

(8) ネパール

ネパールに対しては、同じく JICA が 2009 年に支
援を開始しました。ネパールにおいては新しい民法
・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法等の普及・定着、
裁判官・検察官の人材育成が求められているところ
です。

(9) モンゴル

モンゴルに対しては、1994 年に民法改正について
の助言を行うため短期専門家が派遣されたのが始ま
りです。その後、長期専門家として弁護士 3 人が順
次派遣され、弁護士会強化や調停制度強化を目的と
するプロジェクトが実施されています。法務省では、
法務総合研究所国際協力部教官をアドバイザー・
グループの一員として参加させるなどして協力して
います。

(スライド 13: 今後の課題)

4 今後の課題

最後に日本の法整備支援の今後の課題について
お話ししたいと思います。

思いっくままに、5 つほど挙げておきます。

第 1 に理念・戦略の問題、第 2 に日本国内の情報
共有の問題、第 3 にドナー間の連携・協調の問題、
第 4 に日本側人材確保の問題、そして第 5 に評価の
問題です。

第 1 については、日本の法整備支援は、もっと戦
略が必要であるという議論が以前からあります。

確かに、これまでの支援を振り返りますと、各国
からの支援要請に応じて、その都度支援を実施して
きたという状況にあったことは否定できません。ま
た、日本の中でも各実施機関や担当者それぞれが思

い描く戦略というものはあるのですが、日本全
体として確固たる戦略があるかと問われますと、正
直に申し上げて、なかなか厳しいものがあると思
います。

しかし、次のようなことは言えるかと思えます。

例えば、これまでは、支援対象国の市場経済化の
促進を目的とすると説明される場合が多かったよう
に思います。確かに結果として、そのように見られ
るのもやむを得ないでしょうが、それは日本側の人
材が十分ではない状況で実施するための目標設定で
あったわけです。しかし、法整備支援は、市場経済
化の促進といった経済目的に尽きるものではなく、
より大きな観点から民生の安定の基盤としての法の
支配の確立を目的とすべきではないかと思えます。
そして、法の支配を確立することにより、それぞ
れの国で個人の権利が守られ、法的予測可能性が高
まり、その結果として自由な経済が活発になること
につながるようになります。

第 2 は、国内における情報共有の問題です。

日本の法整備支援には、外務省、JICA、法務・検
察、裁判所、弁護士会、大学など多数の機関が関与
しています。これらの機関が緊密に連絡を取り、一
貫した効果的な支援方法を検討する必要があります。
この点、法務省では、2000 年から法整備支援に
ついて関係機関が協議検討する場として「法整備支
援連絡会」を開催しております。そこでは、各機関
の活動報告や今後の日本の法整備支援の方向性など
について協議していますが、まだまだ不十分かと思
います。対象国が増加し、支援内容も高度・複雑な
ものとなってきており、これらに適切に対処するた
めには、これまで支援に携わってきた関係機関のみ
ならず、有用な知見を提供できる他の機関の助力を
求めることが必要になってくると思われます。

第 3 のドナー間の連携・協調ですが、途上国の支
援には、通常、多数の国や地域がドナーとして関与

しています。現在、世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、国連開発計画（UNDP）などの国際機関や、北米、ヨーロッパ、オーストラリア等の先進諸国の国際支援担当機関が、世界各国において様々な法整備支援を行っています。そこで、日本としても、支援を重複させないため、また、相互に連携・補完し合って相乗効果を生み出せるような支援を実施するため、これら関係機関と連絡・協調していくことが不可欠だと考えます。

第4の支援を行う側の人材育成も大きな課題です。

先ほど述べたように支援対象国が増加し、求められる支援内容も複雑・高度なものとなっている状況の下で、これに適切に対応するためには、有能な人材の確保が不可欠です。現在、日本の法整備支援には、法律実務家や研究者などが関与していますが、法整備支援を専門分野としている人材は僅かです。法曹の中で法整備支援に興味を持っている方の割合は多いとは言えません。

また、法務省は、日本の法整備支援において大きな役割を果たしていると自負しておりますが、まだまだ後継者不足です。今後、法整備支援の専門家の増加を期待するとともに、これまで培われた経験・知見を共有できる仕組を構築する必要があると思います。

そこで、新たな人材の発掘・育成のために、法務省では、2009年から、今後の法整備支援に携わる人材の育成強化などを目的とし、大学生、大学院生などを対象としたシンポジウムを開催し、法整備支援の疑似体験をしてもらっています。このような取組を通じて、徐々にではありますが、法整備支援に関心を持つ若者が増加してきていると感じております。

最後に第5として、評価の問題について触れたい


と思います。

法整備支援は、従来のODA技術協力の枠組みで行われており、その評価は、他の技術支援と同様に経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）の評価5項目、つまり妥当性・有効性・効率性・インパクト及び持続性の視点から行われています。そして、先ほども述べましたように、我が国の法整備支援活動はプロジェクト方式で行われることが多いため、いわゆるロジカル・フレームワークに従って定量的評価が求められる傾向があります。しかし、このような評価は、橋梁や道路建設などのプロジェクトには適しているでしょうが、法整備支援の評価方法として妥当であるかについては検討を要すると思われれます。法整備支援は、多くの点で他の技術支援とは性質を異にするものですので、それに適した評価方法を構築する必要があると思われれますが、これは難しい問題であり、今後、関係者がそれぞれ検討すべき課題だと思えます。

(スライド14：ご清聴ありがとうございました)

- 5 以上、本シンポジウムの講演といたしまして、「法務省における途上国への法制度整備支援の現状と課題」についてお話ししました。


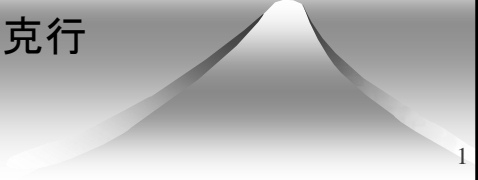
御清聴ありがとうございました。



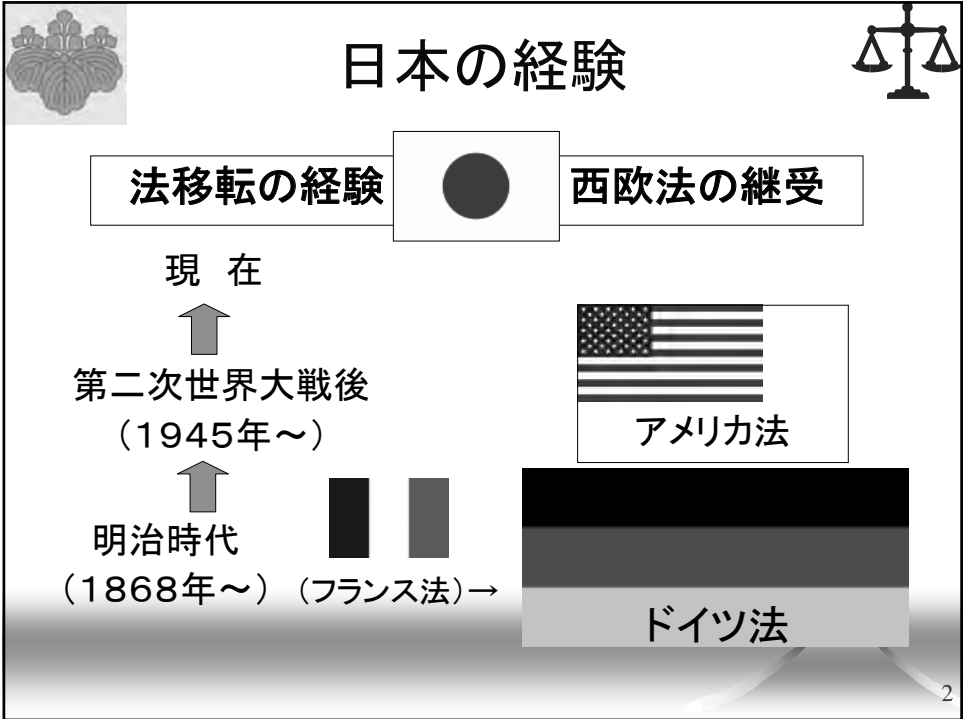
国際シンポジウム
「日本とドイツにおける法の移転」



法務省における
途上国への法制度整備支援
現状と課題

2011年11月4日
法務事務次官
西川克行

1





日本の支援の特徴

相手国の
主体性・自主性
の尊重

➔

- ☆ 押し付けない
- ☆ 協議を通じて信頼関係を構築
- ☆ 相手国のニーズを把握
- ☆ 真に実務が機能する法制度の整備

3

支援分野

民商事法→他の分野へ

①立法支援

基本法や関連法
等の整備

➔

②法曹養成支援

法律の運用に携わる
法律家の人材育成



➔

③制度整備支援

法令の執行・運用
のための支援

➔

4

ODA大綱

目的 国際社会の平和と発展 ➡ 日本の安全と繁栄の確保



基本方針

- 1 自助努力支援
- 2 人間の安全保障の視点
- 3 公平性の確保
- 4 我が国の経験と知見の活用
- 5 国際社会における協調と連携

重点課題

- ① 貧困削減
- ② 持続的成長
- ③ 地球的規模の問題への取組
- ④ 平和の構築

5

法制度整備支援に関する 基本方針

法整備支援

↓ 支援

良い統治
自助努力

↓ もたらす

国際社会での
名誉ある地位

法分野

↓ 積極的支援

基本法
&
経済法

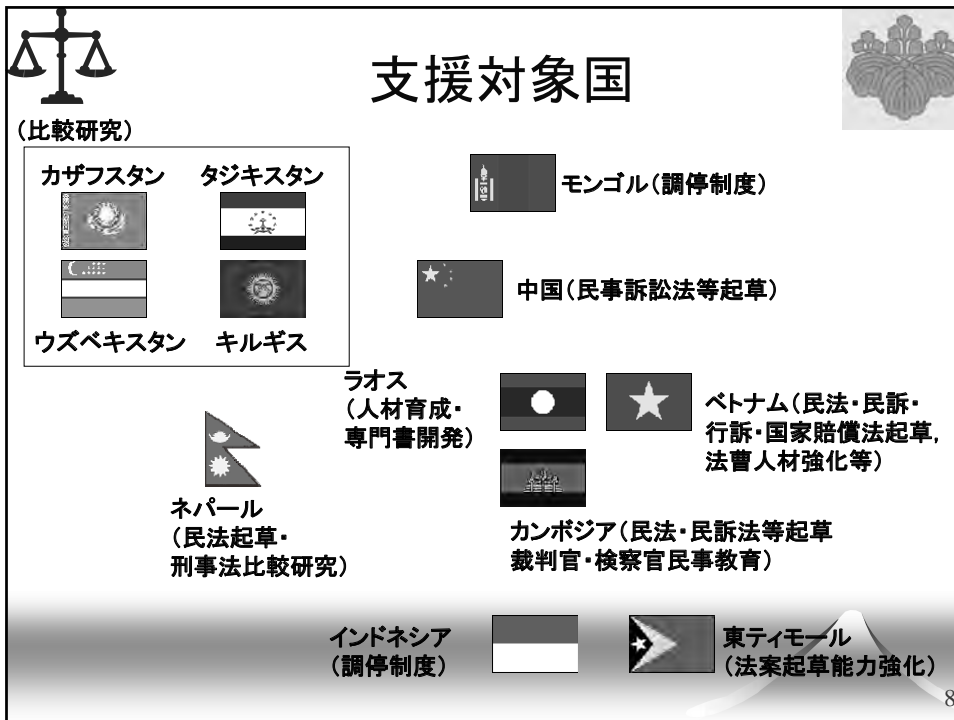
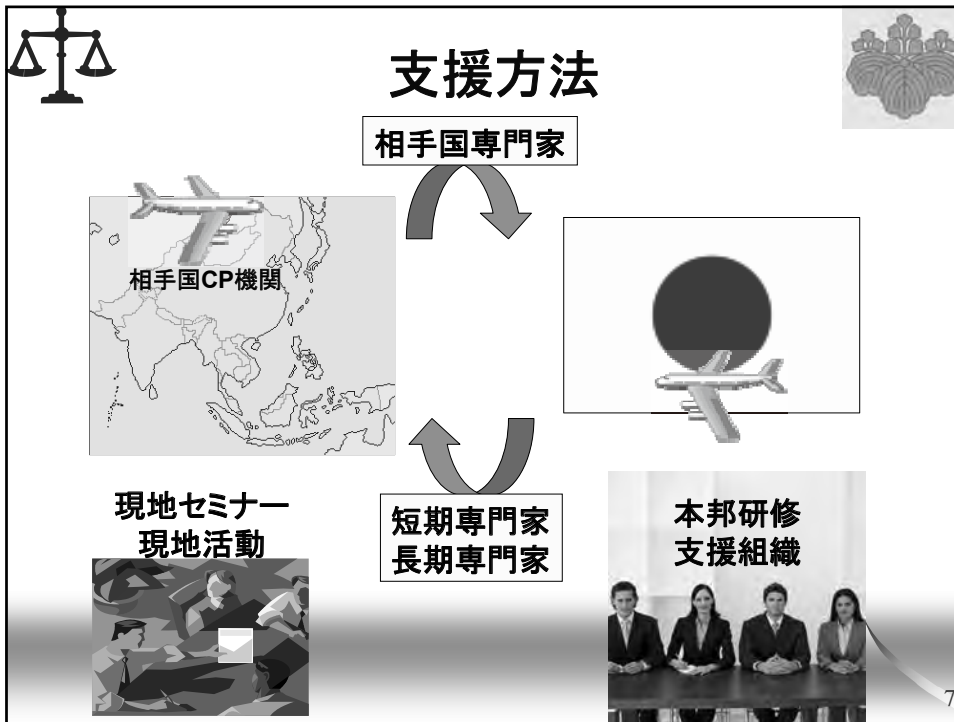
基盤整備

↓

人材の
活用 & 育成

オールジャパン で 支援体制強化

6





ベトナム(1994-現在)



法令起草支援(助言型)

新民法
 知的財産法
 国家賠償法
 不動産登記法
 担保取引登録法

 民事訴訟法
 改正民事訴訟法
 破産法
 民事判決執行法

 行政訴訟法
 改正刑事訴訟法

法制度・人材育成支援

判例制度研究
 民事判決書改善
 検察官執務マニュアル
 国家司法学院
 カリキュラム・教科書
 ベトナム国家大学
 法学部日本法講座
 パイロット地区(バクニン省)
 裁判実務改善

9



カンボジア(1996-現在)



法令起草支援

- ◆ 民事訴訟法(起草型)
- ◆ 民法(起草型)
- ◆ 民事関連法令(助言型)

人材育成支援

- ◆ 王立裁判官・検察官養成校
- カリキュラム作成
& 教官育成支援

10



ラオス(1999ー現在)

法曹人材育成

- 民法教科書・企業法教科書
- 判決書マニュアル
- 検察官執務マニュアル
- 法律用語辞典・法令データベース

➤ 法律人材育成強化プロジェクト(2010ー現在)

- 目的 人的・組織的能力向上→実務の改善
- 活動 教材作成及びその普及

11




支援対象国

(比較研究)

 カザフスタン	 タジキスタン
 ウズベキスタン	 キルギス

 モンゴル(調停制度)

 中国(民事訴訟法等起草)

 ネパール
(民法起草・
刑事法比較研究)

ラオス
(人材育成・
専門書開発)



ベトナム(民法・民訴・
行訴・国家賠償法起草、
法曹人材強化等)



カンボジア(民法・民訴法等起草
裁判官・検察官民事教育)

インドネシア
(調停制度)



東ティモール
(法案起草能力強化)

12



今後の課題

- 1 理念・戦略
- 2 国内の情報共有
- 3 ドナー間の連携・協調
- 4 日本側人材の確保・育成
- 5 評価方法

13

Danke schön!

ご静聴
ありがとうございました



エンデ&ベックマン
建築事務所員



14